

最初に、議席4番、中久喜久雄君。

〔4番 中久喜久雄君登壇〕

○4番（中久喜久雄君） 皆様、おはようございます。皆様には大変早朝よりご来庁いただき、また本日は傍聴の皆様には大勢ご出席いただきまして、まことにご協力ありがとうございます。議席4番の中久喜久雄です。ただいま議長の許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。徴税対策及び賃借料等について、大きく2点ほど述べさせていただきます。町長初め関係各位の明快な答弁をお願いいたします。

まず1番として、徴税対策についてお伺いいたします。現在皆様もご承知のとおり、当境町においても合併をできなかったということでいろいろと執行部のご苦労かけながら、行財政改革に邁進している途中でございます。何といいましても住民サービスを怠ることなく財源確保というのが、一番重要な課題ではないかと感じます。ついては、先般決算審査報告書が提出され、その一部を読ませていただきます。

「境町は、健全な財政状態を示しておらず、健全化には収入未済額の収納確保は重要な要素であり、このことは同時に負担の公平維持や不納欠損処理縮減にもなるので、積極的な徴税努力が望まれる。不納欠損の処理については、欠損処理は地方税法第18条（時効の消滅）により適法処理であるが、反面、消滅前の徴税努力が問われるものであり、また安易な処理は悪影響を及ぼす因にもなりかねないので、縮減を図るべきと思考する。上記事項をふまえ更に施策を講じ一層の徴税努力と欠損処理の縮減を強く要望する」との審査意見が出ております。

なお、我が境町でも町長の強い指導のもとに滞納対策の実施事項もつくられ、滞納整理を9項目にわたり実施している旨伺っております。9項目のすべてについてお伺いしたいのですが、今回は8項目を読み上げます。「法律に基づいて差し押さえ処分等の滞納処分手続を行います。そして、差し押さえた財産を公売、配当の手続を行う」とありますが、町執行部として大変ご苦労があると思えます。内容について質問します。差し押さえ件数、差し押さえた財産の公売、配当の件数、金額の報告を求めます。

2番に、賃貸借料についてお伺いいたします。先般私6月定例会の町長答弁の中に、「書きかえの来たもの、これ書きかえのとき以外検討できないのです、契約ですから」と丁寧なご回答をいただきました。ただし、賃貸借期間及び賃貸借料は、書きかえのとき以外検討できないのか、私は疑問に思っています。土地賃貸借契約書の開示を求めます。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（齊藤政一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 皆さん、おはようございます。本日は早朝より議員の皆様並びに傍聴者の皆様方にはお越しをいただきまして、大変ありがたく感謝を申し上げたいと存じます。議会を見る機会というのは余りないかと思えますけれども、きょうは一般質問ということで、ぜひ議会の様子、そして町の姿勢等を見ていただければ幸いです。それでは、中久喜議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

徴税対策ということでありますけれども、今境町では県の方から週1回でしたか、これ大体月5回程

度2人派遣をいただいています。これ毎日派遣いただくことのできるのですけれども、毎日派遣してもらうと町で人件費を支払わなければならないものですから、月1回程度ですと県の人件費でお手伝いをいただくと。そして、新たな徴収の方法、指導等をいただくということで、今年度の4月から実施をさせていただきます。これ町ですと境町と大子町だったと、たしか思っております。

そういう中でことし決算の報告書にもありましたとおり、いわゆる収納、不納欠損を起こさないようにということで徴収率は若干ですけれども、向上しているのはご存じのとおりだと思います。監査委員さんが税理、計理士さんということもありまして、非常に厳しい監査をいただくように、私の方からもお願いしておりますし、それによりまして職員も勉強になりますし、向上にもつながると、このように考えて計理士さんが監査をしておりますので、手厳しいご意見も、ご批判もいただきながら進めているところであります。

県では、先般新聞に載ってございましたけれども、自動車税の滞納者に対してロッキングして車を動かさないようにして差し押さえる方法、これを水戸市でやりましたら、大変な効果が出たということで、近々境の県税事務所でもそれらを取り入れるというふうな記事が新聞に載ってございましたけれども、税の公平感からいきますと、実際倒産をして夜逃げしていなくなってしまうとか、破産宣告をしてしまったとか、こういうものはどう努力してもなかなか徴収にかかる費用と実際とでは無理が生じますので、そういうものはどうしても毎年これ残ってしまいます。

きょうの新聞でも今月の倒産件数が17%だったと思いますが、ふえたというくらい、今景気よくなったといっても、小さい企業は大変苦戦をしている。そういう中で倒産してしまったところとか、破産宣告をしてしまった方から、幾ら滞納が残っていてもそれは最終的には不納欠損になってしまう可能性が非常に高いものがありますので、そういうものまでは取り立てはできませんけれども、これは公平感からいきますと払う能力が十分あるのに納めていただけないと、こういう方に対してはやはり差し押さえからすべてやれる方法はすべてやるべきであろうということで厳命をして、税務課で取り組んでいるところでございます。

件数とかそういうものにつきまして、また後ほど担当、助役の方からお答えをさせていただきます。細かいことにつきましては助役の方からお答えしますけれども、基本的な姿勢としてはそういう姿勢で取り組んでいきたいと。少しでも不納欠損をなくしていきたいと、こういうことでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

賃貸料の件でありますけれども、これ契約というのは約束を結ぶということ、これ書面でなくても約束は人間、約束であります。それが間違いのないようにということで書面で結ぶのが契約書であります。これは絶対的に信頼関係があって契約というのはするわけであります。まして町と一般の人でやる場合、相手の人は町だから絶対間違いないと、この契約には後で間違いが絶対起きないのだという、私はそういう信頼関係のもとに契約というのは結ばれるものと、こう思っております。これ民間同士でも個人同士でも全く同じです。やはり信頼関係があって初めて契約ができる。物を買うのでも、貸すのでも、同じだと思います。それがなくなったときには、やはり非常にこれ契約が途中で解除とか、あるいはそれが履行できなかったというときには、何らかの問題が生じたとき、それもやはり著しく生じたときに限って契約が破棄されるということはありません。

ただ、その約束したものを途中で見直しをしようと。相手が町に対して絶対的な信頼を持って結んだ

契約でありますから、私は町からこれを中途で見直してくださいという願いは、なかなか人道的、人間的にできないのではないかと、こう考えてこの前のお答えでも途中で見直すということは難しいですから、契約の書きかえのときにはまたお話し合いをしましょうと、こういうことを申し上げたつもりでございまして、その辺については私は契約というものはそういうものという理解をしておりますし、町と契約をした相手方は町を100%信頼してこれは約束を守っていただけるということで結んでいると理解をしておりますので、書きかえのときにはまたお互いに話し合いをして新たな契約を結ぶという形になるのではないかと思いますし、そういう方向で考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

細かいことにつきましては総務部長よりまた説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤政一君） 次に、助役。

〔助役 広瀬弘司君登壇〕

○助役（広瀬弘司君） 私の方からは数字的なこともございますので、税の対策等についてお答えを申し上げます。

町税確保を図るためには、あらゆることを講じて今やっております。特に税負担の公平の観点から、町税や国保税について滞納整理を進めております。このたび平成16年度の茨城県内の市町村税の徴収率が新聞等に発表されました。それを申し上げますけれども、町税の全税目の徴収率であります。現年度分で申し上げますと98.2%、滞納繰り越し分で12.7%、合計で91.5%となっております。これは、県内44市町村のうち6番目であります。

税別に申し上げますと、個人町民税が現年分97%、滞納繰り越し分10.5%、合計で88%、県内で26番目であります。固定資産税につきましては、現年分98.3%、滞納繰り越し分13.3%、合計で91.4%になります。これは、県内で6番目になります。

昨年から進めてまいりました滞納整理対策の実施状況を申し上げますけれども、税務課の職員2人1組で10班を編成をいたしました。電話の催促あるいは戸別訪問、さらには納税相談等を毎月継続的に行ってきました。その結果、昨年8月から3月までの徴収金額につきましては、580万円であります。また同時に、これは前にもご質問のとき申し上げますけれども、部課長級で18班を編成をいたしまして、滞納整理を行っております。この結果が861万1,000円の徴収率であります。

さらに、先ほど町長から申し上げますけれども、昨年7月から境の県税事務所と特別共同滞納整理を実施をいたしてございまして、納付の誓約書をとっておるところでございます。さらにはその他、昨年11月から各月の納期日に午後5時15分から7時まで夜間窓口を開設をいたしまして、納税者の利便性の向上に努めておるところであります。

さらに、ことしの4月から職員の異動を行いまして、税務課の充実を図りました。徴収係に2名を増員をいたしまして6名にいたしました。そして、電話の催告や納税相談等を積極的に行ってきたところでもあります。今年度の状況を申し上げますと、滞納者の呼び出し等も行いまして、55名の方が来庁されまして、件数で210件、収納額で580万3,000円の徴収がございました。困難な事案につきましては、茨城租税債権機構に移管をいたしまして、17年度につきましては590万9,000円の徴収をいたしました。これらにつきましては、先ほどご質問がありましたような差し押さえの件数もございまして、その中で17年度の差し押さえの件数につきましては45件の件数でございます。

そして、新たな取り組みといたしまして、7月から非常勤といたしまして県の税務課、さらには境界
税事務所から特別徴収員2名を半年間派遣をいただきまして、滞納整理を進めると同時に、あわせて滞
納処分などの徴収技術の指導を受けておるところであります。今後におきましても全町を挙げまして、
全町内を挙げまして創意工夫をいたしまして徴収率のアップに努めていきたいというふうに考えてお
りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（齊藤政一君） 次に、総務部長。

〔総務部長 渡辺利夫君登壇〕

○総務部長（渡辺利夫君） それでは、土地の賃借料につきましてお答えをさせていただきたいと思
います。町長の答弁と重複する部分があるかと思うのですが、ご了承をお願いをしたいと思います。

契約に際しましては、施設の内容等もございます。それから、土地の評価額あるいは経済状況、それ
から近接の賃借料などを勘案いたしまして契約をしているような状況でございます。

しかしながら、近年の土地の下落等を踏まえ、議員さんから賃借料の見直し等のご質問もございま
した。そうしたことから賃借料の見直しにつきましては、契約の更新時に各事業担当課において賃借料の
値下げ交渉を行っていただいております。契約期間前の交渉は契約時の経緯も含めまして、相手方の理
解を得ることが非常に難しいと、そんな状況でございます。したがって、更新前の値下げ交渉につ
きましては、難しいと判断しております。しかしながら、厳しい財政状況下でございますので、更新時
には地権者のご理解を得られますよう誠意を持って話し合いをしてみたいと、そのように考えてお
りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、先ほど質問の中で、契約書の開示というふうなことがございました。即この場で開示がちょっ
と、コピー等もございますので、難しい状況でございます。それから、どの場所のどの土地というふう
なことで指定をしていただければ、その辺は開示をしてみたいと、そのように考えておりますので、
よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） ただいまご丁寧に町長初め総務部長、助役からの答弁がございました。その
中でのやはり賃貸借料の契約書の件なのですが、これすべての契約ではないのですが、一部の中で賃貸
借料については協議すると伺っております。この件についての町長の答弁をお願いしたいと思います。
すべてではなくても結構ですから、その一部の中でのそういう協議するというを伺っていますが、
そのお考えをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、今助役の方からございましたる説明。私特に8項目めのあれをお願いしたのです。
一部説明はありましたけれども、その説明をここで一応全部頭に入れるというわけにもいかないので、
何か文章か何かで出していただければ、今後の勉強の課題になるのではないかとと思いますが、いかがな
ものか、それをご配慮いただければ幸いかと思います。

以上です。よろしくお願い致します。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えをいたします。

賃借料の関係で，例えば10年に1回見直すとか，5年に1回見直すとか，そういう特約事項の入っているものはあるかともしかしたら思います。それちょっと調べてみないとわからないのですけれども，場合によってはそういう契約もあり得るわけでありますので，それらについてはその都度やはりお話し合いをして進めていくと，こういうことになると思いますので，よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（齊藤政一君） 助役。

○助役（広瀬弘司君） 17年度分につきまして，書類等につきましては滞納分も出ますので，それらについては今議会中に議員さんの方に議長を通して出したいというふうに考えています。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再々質問ありますか。

4番，中久喜久雄君。

○4番（中久喜久雄君） 先ほどたびたび町長の方から答弁ございましたけれども，質問の内容を見させていただきますと，前回の。賃貸借料についての執行部のそういった要望に対しての努力と申しますか，それちょっと見受けられないような，私個人の考えでは。結局これだけ努力したのですが，相手が認めてくれなかったということであれば理解できるのですが，その点ちょっと笑っていらっしゃるようではございますけれども，大変こういう厳しい時期でございますので，幾らかでもそういう前向きに執行部として相手に相談して，これどうしてもだめだよということであればこれはやむを得ないことなのですが，何かこちらから進んで地権者に相談したというようなそれらしき考えは持てないので，それを私はあえて町長にお願いしているのであって，その点をご理解いただければと思うのでございます。よろしくお願ひします。

○議長（齊藤政一君） 町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） お答えいたします。

昨年についで町内で土地の書きかえがありました。これ正直言って私民間人としてもいろいろ知っておりますけれども，町だからということで，正直言って私からすると3分の1ぐらいの価格で借りております。相手は当然値上げしてくださいと来ています。ですから，その価格が高いか安いかをいう，借りるか借りないかの論議になってしまうとまた別なのですけれども，私から見ると，私も借りている土地がありますけれども，民間からいくと3分の1ぐらいで貸していただいているのですね，単価が。それをでもこういう時代ですから下げてくださいという部長をお願いをしましたけれども，相手はこれではもう，せめて倍ぐらいに上げてくださいと，こういう要望でございました。最終的には今までどおりで何とかという形でお借りをしているわけなのですけれども，今後そういう問題は各地区で起きてくると思います。不当に高い値段で借りているとか，あるいはこれはだれが見てもおかしいではないかということであれば，途中でお話し合いということも可能だと思いますけれども，私は貸している方，借りる方，貸す方，信頼関係で貸し借りをしておりますので，それでない途中で下げてくださいと町が行くことはよほどの理由がない限りできない，このように考えております。

もし私が逆の立場であれば，そう言いに来たら，ではすぐもとどおりにして返してくださいと私だったら言います，正直申し上げまして。それが著しく不当な値段だということであれば，これはまた別です

よ。そうでない限りは、やはり契約というのは期間だけはきっちり守っていくことが私は大切なことと
考えておりますので、努力をしていないというのは途中で交渉しないということだと思っておりますけれど
も、ですから契約のまだ5年残っているのにことし行って値下げしてくださいとか、そういう交渉は非
常に町としては私はするべきではないと思っています。信頼関係を著しく築けなくなると思います、住
民と町の。そうしますと、今言ったとおり特殊な事情があれば別であります。どうしても借りられなく
なってしまったと、相手がどうしても貸せなくなってしまったと、そういう事情があればこれは話し合
いということもありますけれども、何にもない事態では私はやっぱり町の信頼という意味からもするべ
きではないというふうな考え方でございますので、ひとつぜひご理解をいただきたいと思えます。

各地区に借地で借りている部分もあります。正直申し上げます、さっき言ったような例もございま
す。また、相手方からぜひもう借地でなく買ってほしいという要望等もございます。そういうものも含
めて今話し合いで、町の財政事情もありますので、話し合いをしてやっぱりお互いに信頼関係でやって
いるわけですから、信頼のできるようなおつき合いをさせていただきたいと。特に住民と町ということ
ですから、万が一にもそのことで係争にでもなるようなことがあったら、とてもやはり信頼関係を失
いますので、私はそういう考え方で今後とも進めていきたい。先ほど申し上げましたとおり、更新時には
やはりそれが妥当であるかという線は、やはりきちっとした判断をしていく中で話し合いをさせてい
ただいてするべきであろうと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（齊藤政一君） これで中久喜久雄君の一般質問を終わります。